

大学場面における評価者・加害者・被害者の性別が セクシュアル・ハラスメント認識に与える影響

武田 悠衣¹⁾・中田 友貴²⁾・若林 宏輔³⁾・
仲 真紀子⁴⁾・サトウタツヤ⁵⁾

(立命館大学大学院人間科学研究科／博士課程後期課程¹⁾・OIC 総合研究機構／専門研究員²⁾・
立命館大学総合心理学部／准教授³⁾・OIC 総合研究機構／教授⁴⁾・立命館大学総合心理学部／教授⁵⁾)

本研究は、大学場面における教員から学生への発言を想定し、評価者・加害者・被害者の性別がセクシュアル・ハラスメント認識に与える影響について検討することを目的とした。大学生82名(男性32名, 女性50名)に対して、大学教員50歳(男性・女性)から大学生20歳(男性・女性)への発言として35項目を想定し、その発言がセクシュアル・ハラスメントだと感じるかを性別の組み合わせごと4条件に7件法で回答を求めた。その結果、質問項目は性的注目、権威的圧力、個の侵害の3因子に分けられた。評価者・加害者・被害者の性別について因子ごとに分散分析を行ったところ、(1)女性は全体的に認識が高い、(2)加害者男性・被害者女性の場合は評価者の性別を問わずに認識が高い、(3)男性は同性が被害者の場合は認識が低い、(4)セクシュアル・ハラスメント性の低い質問は同性間の認識が低くなることがわかった。よって評価者・加害者・被害者の性別がセクシュアル・ハラスメント認識に影響していることが示された。

キーワード：セクシュアル・ハラスメント、キャンパス・ハラスメント、加害者の性別、被害者の性別、同性間

立命館人間科学研究, No.46, 17-30, 2023.

I 背景

1 ハラスメントの特性と社会への普及

(1) セクシュアル・ハラスメントの法制化

セクシュアル・ハラスメントは不快感を惹起する言動から人権侵害に値する行動まで広いスペクトラムを持っている上に、状況や関係性に依存するためにその内容は多岐にわたる。そのはじめは、アメリカの公民権運動において人権侵害であると問題になった性差別とされている(原山 2011)。日本でも同様にハラスメント概念はセクシュアル・ハラスメントとしての認

識から始まり(成瀬・川畑 2016)、その他のハラスメントへ普及していったとされている。

日本においてセクシュアル・ハラスメントが議論されるようになったのは、1989年に申し立てがなされた福岡出版社事件である。それまで軽視されてきたセクシュアル・ハラスメントによる男女の社会問題を露見させ、1) セクシュアル・ハラスメントが人権侵害である、2) 事業主に法的責任が生じる、ということを示した重要な裁判であった。その後、1999年の男女雇用機会均等法(事業者に対して女性労働者へのセクシュアル・ハラスメント防止措置義務を課したもの)によってセクシュアル・ハラスメントが

法律として初めて規定された。2006年6月には、再度改正男女雇用機会均等法が成立し、男女労働者に対するセクシュアル・ハラスメント防止措置義務が事業者に課された。近年では2019年6月に再度改正が行われ、セクシュアル・ハラスメントを含む職場のハラスメント全般の防止対策がさらに強化された（厚生労働省 2021）。

(2) セクシュアル・ハラスメントの対象者の広がり性と性別の関係

セクシュアル・ハラスメントに関する法改正が幾度もなされてきたが、その趣旨は、セクシュアル・ハラスメントの対象者に関する定義の解釈にある。男女雇用機会均等法においてセクシュアル・ハラスメントは、対価型（職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで不利益を受けること）と環境型（性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなり労働者の能力発揮に大きな悪影響が生じること）の2つに分類されている。これらセクシュアル・ハラスメントの性的言動や職場に関する定義は法改正前後で変更はされていない。しかし、上述したように、2006年の改正男女雇用機会均等法によって、保護対象者を同法以前の女性労働者に限定せず、男女労働者双方も含めるようになった（山崎 2013）。2006年以前より、セクシュアル・ハラスメントは男女共通の問題とされ、セクシュアル・ハラスメントの基準について議論されてきたが（山崎 2003）、改めて法として明文化されたのである。このようにセクシュアル・ハラスメントにおいて対象者の性別が広がりを見せたことで、セクシュアル・ハラスメントに関する性別の重要性が示された。

2 セクシュアル・ハラスメント認識と性別に関する心理学研究

(1) 評価者の性別によるセクシュアル・ハラスメント認識の差

冒頭でも述べたように、セクシュアル・ハラスメントは、状況や関係性に依存するため本来、性別中立的に考えにくい性質を持つ。故に、学術でも重要な社会問題として取り上げられ海外を中心に盛んに研究されてきた。特に心理学研究では、セクシュアル・ハラスメントの評価者の性別による認識の違い（性差）について多く検討されてきた（Fitzgerald. 1993）。

性差についてセクシュアル・ハラスメント研究のメタ分析を行った Rotundo et al. (2001) によると、女性評価者は男性評価者より幅広い行為をセクシュアル・ハラスメントと認定しやすいという特徴を示した。加えて身体接触(キスやハグ)や性的な交際を強制的に迫る等の直接的な行為より、デートの繰り返しの誘いや性差別的発言等の曖昧な行為の方が、女性はセクシュアル・ハラスメントと受け取りやすいとわかった。中には、曖昧な性的嫌がらせに対する認識に評価者の性別による有意差が見られないという研究もあるが (Blasi 1997)、セクシュアル・ハラスメントや曖昧な行為に対して女性は男性よりセクシュアル・ハラスメント認識が高いという結果が支持されている (Burian et al. 1998; Fitzgerald & Shullman 1993)。また、セクシュアル・ハラスメント認識の評価者の性差について、評価対象の質（セクシュアル・ハラスメント性の高い刺激かどうか）、評価者の環境（学生か労働者か、セクシュアル・ハラスメント環境にいるかないか）や評価者の特性（セクシュアル・ハラスメント行為をしそうかそうではないか）が影響しているという結果も示されている (Connor et al. 2004; Schroader 2018)。よって評価者の性別はセクシュアル・ハラスメント研究で重要とされており、結果へ大きく影響する主要な要因の1つである。

(2) セクシュアル・ハラスメント認識における 加害者と被害者の性別

セクシュアル・ハラスメント認識の評価者の性別に加えて、加害者・被害者の性別の組み合わせに関する研究もある。例えば、教授と学生間で起こるセクシュアル・ハラスメントについて大学生に認識を調査した Katz et al. (1996) の調査では、女性評価者は加害者・被害者の性別に関わらずセクシュアル・ハラスメント認識が一貫して高いのに対し、男性評価者は加害者女性・被害者男性の場合、セクシュアル・ハラスメント認識が低い、という結果であった。また、同様の尺度を用いて同性間についても調査を行った Runtz & Donnell (2003) によると、女性評価者は加害者男性・被害者女性で最もセクシュアル・ハラスメント評価が高かったのに比べて、同性間と加害者女性・被害者男性は有意に低かった。また、男性評価者は同性間や加害者女性・被害者男性の場合、セクシュアル・ハラスメントの認識が低いとわかった。

このように海外では、職場や大学を想定したセクシュアル・ハラスメント認識に関する性差研究が多いが、日本においては、職場に関するセクシュアル・ハラスメント調査（金森 2019）やセクシュアル・ハラスメント可能性尺度に関するものに限られ、セクシュアル・ハラスメント認識に関する研究は未だ少ない（佐野他 1999; 田中 1997; 田中 2000）。職場や大学などを想定したセクシュアル・ハラスメント認識調査も実施されてはいない。また、従来は、加害者は男性、被害者は女性という典型的なセクシュアル・ハラスメントのみが対象とされた研究が多かった。現在では、男性が被害者（または女性が加害者）となるセクシュアル・ハラスメント、同性間におけるセクシュアル・ハラスメントなどを仮定した現実場面での認識調査が必要であろう。

3 問題と目的

セクシュアル・ハラスメントにおいて性別は判断や認識に影響を与える重要な要素であり、海外では職場や大学等の仮想場面を想定した調査による評価者・加害者・被害者の性差が研究されてきたが、日本では行われていない（問題 1）。また、近年、性の多様化とともに同性間、男性が被害者（または女性が加害者）となるセクシュアル・ハラスメントも問題視されるようになったが、十分に研究されていない（問題 2）。

よって本研究では、評価者・加害者・被害者の性別がセクシュアル・ハラスメント認識に与える影響について（問題 1）、大学における教員から学生への発言を想定したセクシュアル・ハラスメント認識を検討することを目的とした（問題 2）。冒頭でも述べたようにセクシュアル・ハラスメントは、文脈や状況によって個人の主観で判断される。本研究は、大学の「心理学概論」の講義の中で、心理学的手法の一環として質問紙調査があり、実際に体験することでより深い理解を深めることも目的としていたため、受講生に対して教育的観点で踏まえた上で実施した。そのため、調査対象者が大学生であることから大学生が想定・評価しやすいように本研究では、教育現場の中でも大学における教員・学生間のセクシュアル・ハラスメントを想定した。また、近年ではグレーゾーンとされるハラスメント（女性に、年齢を尋ねる・子どもや恋人の有無を尋ねる等）が議論されるようになり、これらは個人の主観以外にも社会情勢の影響を受けやすいためハラスメント認定が難しいとされている（山本 2020）。そこで本研究では、明確なセクシュアル・ハラスメントの言動ではなく、グレーゾーンと認識されやすい発言によるセクシュアル・ハラスメントに限定した。

4 仮説

上述のように、従来のセクシュアル・ハラス

メントは加害者が男性で被害者が女性という構図が想定されてきた。そのため、性別を問わずセクシュアル・ハラスメント評価はこの構図がその典型例として解釈されている可能性がある。よって、教師から学生への発言として提示される文章に対するセクシュアル・ハラスメント評価について、評価者の性別に関わらず、加害者が男性で被害者が女性の場合のセクシュアル・ハラスメント評価が最も高くなる（仮説1）。一方で加害者が女性で被害者が男性の場合、セクシュアル・ハラスメントの典型例と正反対になり、本来想定されないまたは想定されても発生数は低いと解釈される可能性がある。特に、評価者が男性の場合、先行研究の結果のように典型例と同等の問題であると認識されにくいと考えられる。そのため、評価者が男性の場合、加害者女性・被害者男性のセクシュアル・ハラスメント認識が低くなると予想される（仮説2）。また、女性評価者は加害者女性・被害者男性に対するセクシュアル・ハラスメント評価が低かったという先行研究の結果から、女性は男性の加害行為に対して問題であると認識するのに対し、同性の場合は冗談や悪ふざけとして受け取る可能性が考えられる。そのため、評価者が女性の場合、加害者女性・被害者男性の場合にセクシュアル・ハラスメント認識が他の条件より低くなる（仮説3）。

II 方法

調査対象者 関西の大学に通う大学生141名を対象に質問紙調査を実施し、有効回答数は82名（男性32名、女性50名、 $Age = 18.70$, $SD = .91$ ）であった。有効回答数について質問項目すべてを回答しているものを採用し、不備があったものは無効回答とした。また、順序効果を相殺するために、性別の組み合わせ条件と質問項目をランダム化し、質問紙を3パターン作成した。しかし、そのうち1種類の質問紙の質問項

目に不備があったためその質問紙の回答を分析から除外した。

質問紙 セクシュアル・ハラスメントと受け取れる具体的な発言を想定したセクシュアル・ハラスメント質問（30項目）と個人のプライバシーに関する質問（5項目：年齢を尋ねる、現住所を尋ねる、生活費を尋ねる、講義やゼミの評価について尋ねる、ニックネームで呼ぶ）の計35項目を作成した。質問項目の作成には、東京弁護士会・両性の平等に関する委員会（2012）や人事規則院（2016）に記載されているセクシュアル・ハラスメントに関する事例と田中（1997; 2000）のセクシュアル・ハラスメント評価尺度のうち、発言に関する内容を参考にした。質問内容は、大学教員50歳から大学生20歳への発言を想定し、発言がセクシュアル・ハラスメントだと感じるかについて回答を求めた。1人当たりの質問数は、質問項目35項目×性別の組み合わせ4条件（男性教員・女子学生 [Man to Female: MTF], 男性教員・男子学生 [Man to Man: MTM], 女性教員・男子学生 [Female to Man: FTM], 女性教員・女子学生 [Female to Female: FTF]）の計140問であった。質問項目は、7件法（1. 全くそう思わない, 2. ややそう思わない, 3. どちらかと言えばそう思わない, 4. どちらともいえない [わからない], 5. どちらかと言えばそう思う, 6. かなり思う, 7. 大変そう思う）でセクシュアル・ハラスメントの程度の評価を求めた。

手続き 大学の講義のうち、初めの20分間を利用して一斉に実施した。質問紙配布後、記載されている説明文書やインフォームドコンセント、注意事項を詳細に読み上げた。本調査では、性的な内容を多く含む質問紙であるため、倫理的配慮として途中で中断可能であること、気分が悪くなったら申し出ること、回答したくない場合は記入しなくて良いことなどを十分に説明した。また、講義成績には一切影響しないことも十分に説明した。そのうえで回答を求めた。

後日、調査結果を同講義内で発表し、調査協力者にフィードバックした。

調査実施期間 2018年6月に、通常の講義時間を利用して行った。

Ⅲ 結果

35項目の質問項目に対して(1)各項目・項目別・性別の組み合わせ別に平均値と標準偏差を求めた。また、(2)因子分析を行った結果、(3)得られた3因子ごとに、評価者性別・加害者性別・被害者性別を独立変数とする3要因混合分散分析を行った。

1 性別の組み合わせ別の質問項目の平均値

セクシュアル・ハラスメント項目と中性項目の全35項目に対して、項目別の全体平均と標準偏差、性別の組み合わせ別(MTF条件、FTM条件、MTM条件、FTF条件)の全体平均と標準偏差を求めた(表1)。その結果、項目別の全体平均は4.14($SD = 1.76$)で、性別の組み合わせ別の全体平均は、MTF条件($M = 4.87, SD = 1.57$)、FTM条件($M = 4.26, SD = 1.80$)、MTMとFTF(それぞれ $M = 3.72, SD = 1.91, M = 3.72, SD = 1.78$)条件の順にセクシュアル・ハラスメント評価が高かった。項目別の全体平均と比較すると、Q16(「バカ・アホ」「使えない」などののしる)、Q9(男/女はこうであると理想の男性像・女性像について語る)、Q30(飲み会の場で乾杯の音頭や挨拶を強要する)、Q34(2人きりでのご飯や飲みに誘う)、Q15(研究室のお掃除・引越し・お茶汲み等の雑用を無償で頼む)、Q5(飲み下のお酌を頼む)についてセクシュアル・ハラスメント評価が平均以下という結果となった。

また、性的な内容に関する10項目で天井効果が見られ、どの項目も項目別のセクシュアル・ハラスメント評価の全体平均が5.0以上であり、

高い数値を示した。一方で、学校生活で起こる可能性の高い発言に関する4項目で床効果が見られた。床効果が見られた4項目のうち、3項目は質問紙作成当初に設定したダミー項目であった。

2 質問項目の種類

1回目の因子分析(最尤法、プロマックス回転)の結果、スクリープロットと最小の平均偏相関の数値から判断して4因子構造が抽出された。4因子のうち1因子は1項目のみ(Q9「『男/女はこうである』など理想の男性像・女性像について語る」)で構成されており、因子寄与も1.443と低いことからこの項目を除外した。除外後の34項目について2回目の因子分析(最尤法、プロマックス回転)の結果、スクリープロットと最小の平均偏相関の数値から判断して3因子構造が抽出された。そのうち、Q29「交際を迫る」とQ13「喫煙所に誘う」は因子負荷量が.400以下だったため除外した。除外後の32項目について3回目の因子分析(最尤法、プロマックス回転)の結果、スクリープロットと最小の平均偏相関の数値から判断して3因子構造が抽出された(表2)。どれも因子負荷量を.400以下を下回らなかったため、この結果を採択した。

第1因子は計14項目で、項目内容から見てプライベートな誘い(Q22.複数人でのご飯や飲みに誘う、Q19.飲み会後や活動後に「一緒に帰ろう」と言う、Q34.二人きりでのご飯や飲みに誘う等)や個人情報に関するもの(Q28.何でも相談していいよと言ってLINEを尋ねる、Q24.携帯電話の番号を尋ねる等)に高い負荷量が付与された。従って、第1因子は「個の侵害」と命名した3因子の中でも全体のセクシュアル・ハラスメント評価得点平均が3.13($SD = 1.19$)と最も低かった。第2因子は計10項目で、性的な内容のもの(Q1.男性器や女性の胸部の大きさについて話す、Q4.処女・童貞か尋ねる、Q7.下着の色を尋ねる

表1 質問項目の平均値(カッコ内は標準偏差)

	MTF	FTM	MTM	FTF	全体平均
*Q4. 処女・童貞か尋ねる	6.66 (0.93)	5.97 (1.66)	5.26 (2.16)	5.38 (1.88)	5.82 (1.66)
*Q1. 男性器や女性の胸部の大きさについて話す	6.60 (0.99)	6.05 (1.61)	5.44 (2.03)	5.01 (1.91)	5.78 (1.64)
*Q7. 下着の色を尋ねる	6.73 (0.89)	5.84 (1.55)	5.05 (2.06)	5.14 (1.94)	5.69 (1.61)
*Q26. 過去の性体験や交際経験について尋ねる	6.57 (0.84)	5.90 (1.53)	5.10 (2.13)	4.87 (2.03)	5.61 (1.63)
*Q14. スリーサイズを尋ねる	6.74 (0.69)	5.30 (1.84)	4.69 (1.95)	5.10 (1.99)	5.46 (1.62)
*Q8. 性的指向や性自認についてからかう	6.02 (1.30)	5.48 (1.80)	5.06 (1.99)	5.16 (1.84)	5.43 (1.73)
*Q29. 交際を迫る	5.69 (1.74)	5.34 (1.94)	5.48 (1.95)	5.16 (1.96)	5.42 (1.90)
*Q2. 「今日は生理か?」と尋ねる	6.64 (0.90)	5.16 (1.76)	5.01 (2.16)	4.41 (1.88)	5.31 (1.68)
*Q33. 講義外(飲み会を除く)で卑猥な冗談を言う	5.92 (1.35)	5.28 (1.77)	4.67 (2.13)	5.05 (1.90)	5.23 (1.79)
*Q11. 講義中に卑猥な冗談を言う	5.94 (1.43)	5.38 (1.85)	4.48 (2.23)	4.93 (1.87)	5.18 (1.85)
Q3. カラオケやホテルなど二人きりの空間に誘う	5.93 (1.60)	5.07 (1.89)	4.25 (2.24)	3.65 (1.98)	4.73 (1.93)
Q32. 「遊び好き」と交友関係についてからかう	5.26 (1.65)	4.93 (1.85)	4.02 (1.98)	4.57 (1.95)	4.70 (1.86)
Q12. 飲酒を強要する	5.20 (1.76)	4.47 (2.01)	4.28 (2.06)	4.44 (1.94)	4.60 (1.94)
Q18. 「男らしくない」、「女々しい」などと評価する	4.84 (1.67)	4.60 (1.90)	4.41 (2.06)	4.28 (1.84)	4.53 (1.87)
Q17. 容姿・体形について地味、似合っていないとからかう	4.92 (1.56)	4.59 (1.96)	4.32 (2.00)	4.28 (1.86)	4.53 (1.85)
Q10. 体臭・口臭について指摘する	5.14 (1.66)	4.53 (1.72)	3.99 (1.75)	4.14 (1.74)	4.45 (1.72)
Q23. 恋人はいるか等プライベートな交友関係について尋ねる	5.34 (1.45)	4.35 (1.92)	3.84 (2.11)	3.35 (1.81)	4.22 (1.82)
Q16. 「バカ・アホ」「使えない」などとのしる	4.17 (1.88)	4.14 (2.16)	3.98 (1.95)	4.27 (1.95)	4.14 (1.99)
Q9. 男/女はこうであると理想の男性像・女性像について語る	4.09 (1.77)	4.02 (1.90)	3.45 (2.03)	3.92 (1.95)	3.87 (1.91)
Q30. 飲み会の場で乾杯の音頭や挨拶を強要する	4.24 (1.84)	3.86 (1.85)	3.25 (1.94)	3.84 (1.88)	3.80 (1.88)
Q20. どこに住んでいるか(現住所)を尋ねる	4.55 (1.98)	4.05 (1.86)	3.26 (1.93)	3.22 (1.92)	3.77 (1.92)
Q34. 二人きりでのご飯や飲みに誘う	4.83 (1.80)	4.28 (1.91)	2.94 (2.01)	3.03 (1.75)	3.77 (1.87)
Q31. 友達になってよと言ってFacebookを尋ねる	4.53 (1.71)	3.89 (2.00)	3.32 (1.85)	3.31 (1.92)	3.76 (1.87)
Q24. 携帯電話の番号を尋ねる	4.43 (1.78)	4.02 (1.73)	3.16 (1.89)	3.07 (1.88)	3.67 (1.82)
Q13. 喫煙所に誘う	4.14 (1.95)	3.67 (1.96)	3.15 (2.10)	3.57 (1.95)	3.63 (2.00)
Q19. 飲み会後や活動後に「一緒に帰ろう」と言う	4.60 (1.76)	3.89 (1.92)	3.09 (1.84)	2.72 (1.83)	3.58 (1.84)
Q28. 何でも相談していいよと言ってLINEを尋ねる	4.42 (1.65)	3.64 (1.94)	2.88 (1.78)	2.65 (1.67)	3.40 (1.76)
Q15. 研究室の掃除・引越し・お茶くみ等の雑用を無償で頼む	3.89 (1.85)	3.50 (1.76)	2.92 (1.76)	3.25 (1.74)	3.39 (1.78)
Q25. 何にお金を使っているの?と生活費について質問する	3.65 (1.79)	3.28 (1.82)	2.77 (1.69)	2.69 (1.57)	3.10 (1.72)
Q5. 飲み会の場でお酌を頼む	3.56 (1.84)	2.93 (1.77)	2.73 (1.69)	2.61 (1.54)	2.96 (1.71)
Q21. 容姿・体形についてきれいだね、素敵だねと褒める	3.81 (1.81)	3.09 (1.72)	2.77 (1.86)	2.02 (1.36)	2.92 (1.69)
**Q6. 年齢を尋ねる	3.33 (1.94)	2.32 (1.68)	1.67 (1.22)	2.17 (1.56)	2.37 (1.60)
**Q35. 名前で「○○くん/ちゃん」や、ニックネームなどで呼ぶ	3.60 (1.86)	2.13 (1.48)	1.79 (1.25)	1.67 (1.05)	2.30 (1.41)
**Q22. 複数人でのご飯や飲みに誘う	2.59 (1.73)	2.25 (1.50)	1.88 (1.49)	1.80 (1.28)	2.13 (1.50)
**Q27. 講義・ゼミの評価について尋ねる	1.90 (1.55)	1.74 (1.34)	1.68 (1.41)	1.61 (1.30)	1.73 (1.40)
全体平均	4.87 (1.57)	4.26 (1.80)	3.72 (1.91)	3.72 (1.78)	4.14 (1.76)

注 *で示した項目は天井効果、**で示した項目は床効果を表す。

等)に高い負荷量が付与された。また、第2因子に該当する項目のセクシュアル・ハラスメント評価得点平均は5.36 ($SD = 1.28$)と最も高いことから、非常にセクシュアル・ハラスメント性のある因子であるため、「性的注目」と命名した。第3因子は計8項目で、誹謗・中傷(「バカ・アホ」「使えない」などとのしる、容姿(着て

いる服装や持ち物・髪型など)・体形について「地味」「似合っていない」とからかう等)や強要(飲酒を強要する、飲み会の場で乾杯の音頭や挨拶を強要する等)に関する内容であった。そのため、「権威的圧力」と命名した。

表2 セクハラ度得点による質問項目の因子分析結果

質問項目	因子負荷量			
	I	II	III	共通性
Q22 複数人でのご飯や飲みに誘う	.774			.542
Q28 何でも相談していいよと言ってLINEを尋ねる	.772			.715
Q21 容姿・体形についてきれいだね、素敵だねと褒める	.771			.481
Q19 飲み会後や活動後に「一緒に帰ろう」と言う	.764			.661
Q24 携帯電話の番号を尋ねる	.722			.660
Q34 二人きりでのご飯や飲みに誘う	.700			.650
Q20 どこに住んでいるか(現住所)を尋ねる	.638			.399
Q35 名前で「○○くん/ちゃん」や、ニックネームなどで呼ぶ	.628			.360
Q31 友達になってよと言ってFacebookのアカウントを尋ねる	.625			.633
Q6 年齢を尋ねる	.542			.410
Q27 講義・ゼミの評価について尋ねる	.497			.365
Q3 カラオケやホテルなど二人きりの空間に誘う	.492	.404		.551
Q5 飲み会の場でお酌を頼む	.473			.476
Q25 何にお金を使っているの？と生活費について質問する	.420			.426
Q1 男性器や女性の胸部の大きさについて話す		.916		.741
Q4 処女・童貞か尋ねる		.864		.729
Q7 下着の色を尋ねる		.844		.680
Q26 過去の性体験や交際経験について尋ねる		.804		.709
Q14 スリーサイズを尋ねる		.780		.593
Q2 「今日は生理か？」と尋ねる		.715		.537
Q33 講義外(飲み会を除く)で卑猥な冗談を言う		.644		.606
Q11 講義中に卑猥な冗談を言う		.526		.522
Q8 性的指向や性自認についてからかう		.516	.403	.549
Q23 恋人はいるか等プライベートな交友関係について尋ねる		.406		.575
Q16 「バカ・アホ」「使えない」などののしる			.887	.673
Q17 容姿・体形について地味、似合っていないとからかう			.690	.631
Q12 飲酒を強要する			.680	.558
Q30 飲み会の場で乾杯の音頭や挨拶を強要する			.674	.525
Q15 研究室の掃除・引越し・お茶くみ等の雑用を無償で頼む			.640	.551
Q18 「男らしくない」「女々しい」と評価する			.625	.550
Q32 「遊び好き」と交友関係についてからかう			.624	.678
Q10 体臭・口臭について指摘する			.488	.418
因子寄与	10.290	10.201	9.935	

注 因子抽出法：最尤法 回転法：プロマックス回転

注 因子負荷量が.400未満の数値は除外した

注 Q9「男/女はこうであると理想の男性像・女性像について語る」は1回目の分析で除外した

注 Q29「交際を迫る」、Q13「喫煙所に誘う」は全ての因子で因子負荷量が.400に満たなかった

3 性別（加害者・被害者・評価者）による影響

因子分析で抽出された3因子について、各因子に高い負荷量を示した質問項目の平均値を尺度得点として算出した。尺度得点を従属変数とし、加害者性別（Man・Female）、被害者性別（Man・Female）、評価者性別（Man・Female）

を独立変数とする3要因混合分散分析を因子ごとに行った。

(1) 性的注目因子への性別の影響

因子分析後、第2因子として抽出された性的注目因子の平均尺度得点に対して、3要因分散

分析を行った結果、加害者性別、被害者性別の主効果では1%水準で有意に差があったが（それぞれ $F(1, 82) = 30.129, MSe = .495, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .269$, $F(1, 82) = 25.462, MSe = .721, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .237$), 評価者性別には差がなかった ($F(1, 82) = 1.968, MSe = 4.996, p = .016$, 偏 $\eta^2 = .269$)。2次交互作用については見られなかった ($F(1, 82) = .933, MSe = .926, p = .337$, 偏 $\eta^2 = .011$)。また、1次交互作用として評価者性別と被害者性別、加害者性別と被害者性別が1%水準で有意に差があった（それぞれ $F(1, 82) = 11.717, p = .001, MSe = .721$, 偏 $\eta^2 = .125$, $F(1, 82) = 89.559, MSe = .992, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .522$)。評価者性別と加害者性別には差がなかった ($F(1, 82) = .029, MSe = .495, p = .866$, 偏 $\eta^2 = .000$)。

評価者性別と被害者性別に交互作用があったため、単純主効果検定を行ったところ、評価者男性条件の被害者性別では1%水準で有意に差があった ($t(82) = -5.382, p = .001, d = -.673$, 被害者男性条件 $Mean = 4.756$, 被害者女性条件 $Mean = 5.566$)。また、評価者女性条件の被害者では有意な差がなかった ($p = n. s.$, 被害者男性条件 $Mean = 5.437$, 被害者女性条件 $Mean = 5.591$) (図1)。

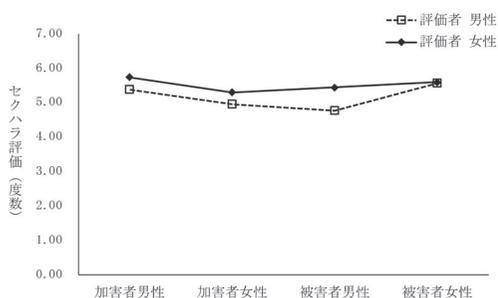


図1 性的注目因子における評価者性別ごとのセクハラ評価平均。

(2) 権威的圧力因子への性別の影響

続いて性的注目因子に対して、3要因分散分析を行ったところ、評価者性別の主効果では5%水準で有意に差があり ($F(1, 85) = 4.037, MSe = 6.735, p = .048$, 偏 $\eta^2 = .045$), 被害者性別の主効果 ($F(1, 85) = 15.805, MSe = .650, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .157$) が1%水準で有意に差があったが、加害者性別には差がなかった ($F(1, 85) = 1.547, MSe = .327, p = .217$, 偏 $\eta^2 = .018$)。2次交互作用については見られなかった ($F(1, 85) = .465, MSe = .439, p = .497$, 偏 $\eta^2 = .005$)。また、1次交互作用として評価者性別と被害者性別は5%水準で有意に差があり ($F(1, 85) = 5.344, p = .023, MSe = .650$, 偏 $\eta^2 = .059$), 加害者性別と被害者性別は1%水準で有意に差があった ($F(1, 85) = 46.484, MSe = .439, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .354$)。評価者性別と加害者性別には差がなかった ($F(1, 85) = .600, MSe = .327, p = .441$, 偏 $\eta^2 = .007$)。

評価者性別と被害者性別に交互作用があったため、単純主効果検定を行ったところ、評価者男性条件の被害者性別では1%水準で有意に差があった ($t(85) = -4.028, p < .000, d = -.408$, 被害者男性条件 $Mean = 3.627$, 被害者女性条件 $Mean = 4.184$)。また、評価者女性条件の被害者では有意な差がなかった ($p = n. s.$, 被害者男性条件 $Mean = 4.404$, 被害者女性条件 $Mean = 4.552$) (図2)。

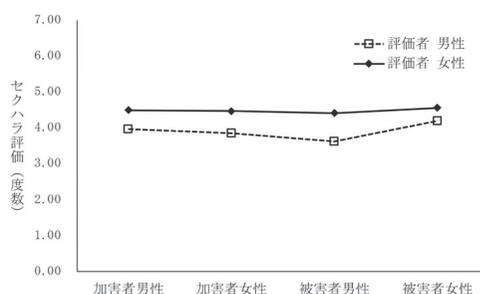


図2 権威的圧力因子における評価者性別ごとのセクハラ評価平均。

(3) 個の侵害因子への性別の影響

最後に個の侵害因子に対して、3要因分散分析を行ったところ、加害者性別、被害者性別の主効果では1%水準で有意に差があったが（それぞれ $F(1, 85) = 45.993, MSe = .300, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .351$, $F(1, 85) = 10.846, MSe = .664, p < .000$, 偏 $\eta^2 = .113$ ）、評価者性別には差がなかった（ $F(1, 85) = 1.277, MSe = 3.987, p = .262$, 偏 $\eta^2 = .015$ ）。2次交互作用については見られなかった（ $F(1, 85) = 3.326, MSe = .562, p = .072$, 偏 $\eta^2 = .038$ ）。また、1次交互作用として加害者性別と被害者性別に1%水準で有意に差があった（ $F(1, 85) = 137.034, p < .000, MSe = .562$, 偏 $\eta^2 = .617$ ）。評価者性別と加害者性別、評価者性別と被害者性別には差がなかった（それぞれ $F(1, 85) = 0.361, MSe = .300, p = .549$, 偏 $\eta^2 = .004$, $F(1, 85) = 1.554, MSe = .664, p = .216$, 偏 $\eta^2 = .018$ ）。

加害者性別と被害者性別に交互作用があったため、単純主効果検定を行ったところ、評価者男性条件の被害者性別で有意に差があった（ $t(85) = -9.943, p < .000, d = -.799$ 、被害者男性条件 $Mean = 2.679$, 被害者女性条件 $Mean = 3.938$ ）。また、評価者女性条件の被害者でも有意に差があった（ $t(85) = 5.286, p < .000, d = .427$ 、被害者男性条件 $Mean = 3.235$, 被害者女性条件 $Mean = 2.566$ ）（図3）。

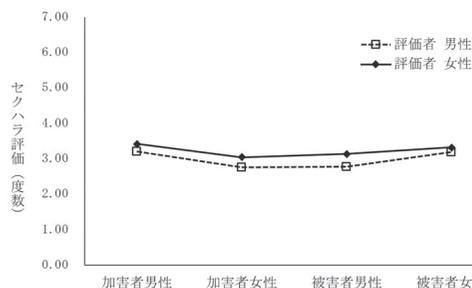


図3 個の侵害因子における評価者性別ごとのセクハラ評価平均。

IV 考察

本研究では、評価者・加害者・被害者の性別がセクシュアル・ハラスメント認識に与える影響について（問題1）、大学における教員から学生への発言を想定したセクシュアル・ハラスメント認識を検討することを目的とした（問題2）。また、質問内容が教師から学生へのセクシュアル・ハラスメント発言であっても、(1) 評価者の性別に関わらず、加害者では男性、被害者では女性のセクシュアル・ハラスメント評価が最も高い、(2) 評価者が男性の場合、加害者女性・被害者男性のセクシュアル・ハラスメント認識が低くなる、(3) 評価者が女性の場合、加害者女性・被害者男性の場合にセクシュアル・ハラスメント認識が他の条件より低くなると予想された。

(1) 性的注目因子におけるジェンダーバイアス

性的注目因子では、評価者性別に主効果が見られなかったため、セクシュアル・ハラスメント認識の性差はなかったと考えられる。また、加害者に主効果が見られたことから、評価者の性別に関わらず、加害者男性条件は加害者女性条件より評価が高いことがわかった。さらに、被害者に主効果が見られたことから、被害者男性条件は被害者女性条件より評価が低いことがわかった。よって仮説(1)(2)は支持された。これは、Runtz & Donnell (2003)の加害者男性・被害者女性で、セクシュアル・ハラスメント認識が高くなるという結果と一致している。しかし図1の多重比較より、評価者女性の被害者男性条件と被害者女性条件の評価に有意に差がなかった。これは、Katz et al. (1996)の女性評価者は被害者の性別に関わらずセクシュアル・ハラスメント認識が一貫して高くなることという結果と一致している。よって仮説(3)が支持されなかった。これらを踏まえると、女性は男性よ

りも被害に敏感であるとも言える。この要因として、これまでに女性が被害に遭った経験があるまたは遭いやすいとされてきたことが、大きく関係していると考えられる。例えば被害の目撃・経験がある女性は、被害経験のない女性に比べてセクシュアル・ハラスメント認識が高い可能性がある。しかし本研究では、セクシュアル・ハラスメント経験の有無について質問していないため、今後これらの因果関係の検討が必要とされる。

一方で、被害者の主効果が見られたのは、被害者男性条件において評価者男性の評価が低かったためと推測される。被害者が同性だった場合、男性による評価が低くなる原因について先行研究では、男性間ではセクシュアル・ハラスメントではなく一種のコミュニケーションとして捉えられるためとしている。または、河合(2019)が指摘するように「男性なのだから気にしないでらう」「男性なのだから断れるはず」といったバイアス(「逆のジェンダーバイアス」)に陥っている可能性がある。男性自身が、同性間のセクシュアル・ハラスメントを認識しにくいという結果は、近年広まりつつあるLGBTQにおけるセクシュアル・ハラスメントにおいても重要な課題とされる。今後、男性間のセクシュアル・ハラスメントについて検討する必要がある。

(2) 権威的圧力因子における評価者性別によるセクシュアル・ハラスメント認識の違い

権威的圧力因子では、加害者性別に主効果が見られなかったことから、セクシュアル・ハラスメント認識に加害者の性差がないことがわかった。よって仮説(1)は支持されなかった。また、評価者に主効果が見られたことから、評価者女性は評価者男性よりセクシュアル・ハラスメント認識が高いことがわかった。さらに、被害者性別に主効果が見られたことから、評価

者の性別に関わらず被害者男性条件は被害者女性条件よりセクシュアル・ハラスメント認識が低いことがわかった。しかし図2の多重比較の結果より、評価者女性では被害者に性差がなかったのに対し、評価者男性の被害者女性条件より被害者男性条件のセクシュアル・ハラスメント評価が低いことがわかった。よって仮説(3)は支持されず、仮説(2)は支持された。このように権威的圧力因子は、性的注目因子と同様の結果となったため、河合(2019)が指摘するような「逆のジェンダーバイアス」が現れたと考えられる。

男性は女性よりもセクシュアル・ハラスメント認識しにくいということは、男性が加害者になりやすい上に、被害を受けてもセクシュアル・ハラスメントと正しく認識できない可能性を示唆している。仮説(3)が支持されず、評価者女性は全体的にややセクシュアル・ハラスメントと認識している(セクシュアル・ハラスメント認識が高い)ことから男性の加害者リスクは大きいと言える。また、男性間では理不尽なことの強要、暴言や高圧的な態度等のハラスメントが多いという金森(2019)の結果からも、権威的圧力因子に該当するセクシュアル・ハラスメントを受けやすいと考えられる。さらに、河合(2019)が指摘するように、過去の判例から男性のセクシュアル・ハラスメント被害が認められにくい、あるいは救済されにくいと言われている。よって今後さらに男性のセクシュアル・ハラスメント認識を検討していく必要がある。

(3) セクシュアル・ハラスメント性の低い場合の同性間のセクシュアル・ハラスメント認識

個の侵害因子では、評価者性別に主効果が見られなかったため、セクシュアル・ハラスメント認識の性差はなかった。また、加害者性別と被害者性別に主効果が見られた。よって仮説(1)(2)は支持された。しかし図3の多重比較の結

果から、評価者女性の被害者男性条件と被害者女性条件の評価に有意に差がなかった。よって仮説（3）は支持されず、性的注目因子と同様の結果となった。つまり、男性が発言した場合と女性に向けた発言の場合は、ややセクシュアル・ハラスメントではないと認識するのに対し、女性が発言した場合と男性に向けた発言の場合はあまりセクシュアル・ハラスメントではないと認識するとわかった。以上から評価が低い内容であると、セクシュアル・ハラスメント評価に性差がないこと示された。

一方で、加害者と被害者の多重比較から、同性間のセクシュアル・ハラスメント認識が有意に低くなることもわかった。この要因として、質問項目がそもそもセクシュアル・ハラスメント認識の低い項目である上に、大学生からすると日常的に行われている発言と考えられている可能性が考えられる。しかし、セクシュアル・ハラスメント対策に関するガイドライン等には「飲み会でお酌を頼む」、「ニックネームで呼ぶ」、「2人きりでのご飯や飲みに誘う」はセクシュアル・ハラスメント行為に値する具体例として挙げられている。これは、個の侵害因子に該当する質問項目が話者の関係性に大きく左右される可能性を示唆している。例えば、日頃から親しい間柄であればセクシュアル・ハラスメントと感じないのに、初対面の人に同様の質問をされるとセクシュアル・ハラスメントだと感じてしまうことが例に挙げられる。川畑・成瀬・伊藤（2015）と成瀬・川畑（2016）が指摘するように、ハラスメント概念としてセクシュアル・ハラスメントが基盤となっており、ハラスメント概念が曖昧であることが影響している可能性がある。今後は、セクシュアル・ハラスメントの内容や性別に限らず、話者の関係性についてさらに検討の余地がある。

（4）セクシュアル・ハラスメント研究の展望

本研究では、評価者・加害者・被害者の性別に注目して、セクシュアル・ハラスメント認識に与える影響を大学における教員から学生への発言という具体的な場面に限定して調査を行った。その結果、先行研究と一致する各当事者の性差に基づく評価に関する仮説が支持された。そもそもセクシュアル・ハラスメントは女性差別に端を発するものとされ概念は存在してはいるものの、その受け取り方や評価は文脈に即している。また、性的言動自体の定義も法的観点からするとある程度一貫しているといえるが、さまざまなセクシュアル・ハラスメントの判例があるように性別中立的に性的言動を判断することは難しいとされる。よって、これまで心理学研究が検討してきた性差に加えて、文脈や当事者の関係性・性的指向や性自認についても同時に要因として検討していく必要がある。その上で本研究では、近年注目されるジェンダーの多様化とそのハラスメントの関係については検討できていない。性差以外の領域の研究レビューや大規模データを用いたメタ分析が行われている（Karami et al. 2020）。それに対し、日本ではそれに値するほどの研究が多いとは言えない。その点において本研究は、先行研究を支持するものである上に数少ないセクシュアル・ハラスメント認識研究の一端を担っていると言える。また、以前からセクシュアル・マイノリティやジェンダーに関する問題は存在していたが、新たにセクシュアル・ハラスメントとして認識され始めたことも考えると、今後ますます研究の必要があると言える。さらに、2019年の改正で労働施策総合推進法（通称パワハラ防止法）が規定されたこともあり、パワー・ハラスメントもまたセクシュアル・ハラスメントと同様に社会問題として関心が高いが、ハラスメントの性質はそれぞれ異なる。よって本研究が示したように評価者の性別がパワー・ハラスメント認識

に影響を与えるのかについて、研究の余地が残っている。

引用文献

- Blasi, S. L. (1997) Gender differences in the perception of sexual harassment revisited: Methodological explorations. Published master's thesis, University of Northern Colorado.
- Burian, B. K., Yanico, B. J., and Martinez, C. R. (1998) Group gender composition effects on judgments of sexual harassment. *Psychology of Women Quarterly*, 22, 465-480.
- Fitzgerald, L. F., and Shullman, S. L. (1993) Sexual harassment: A research analysis and agenda for the 1990s. *Journal of Vocational Behavior*, 42, 8-27.
- 原山 擁平 (2011) セクシュアル・ハラスメントの誕生. 東京書籍.
- 堀口 悦子 (2004) セクシュアル・ハラスメントについて. 法哲学年報, 2003, 32-42.
- 人事院 (2016) 人事院規則 10-10 (セクシュアル・ハラスメントの防止等) の運用について (2021年 11月 22日取得 https://www.jinji.go.jp/kisoku/tsuuchi/10_nouritu/1032000_H10shokufuku442.html).
- 柏崎 洋美 (2015) 言葉によるセクシュアル・ハラスメントと懲戒処分の有効性 京都学園大学経済経営学部論文集, 1, 37-45.
- 金森 史枝 (2019) 職場における女性間ハラスメントの特徴. 現代ビジネス研究所紀要, 4, 1-13.
- 金谷 美由紀 (2005) セクシャル・ハラスメントの認知と性役割態度の関連. 研究紀要. 人文科学・自然科学篇, 46, 69-85.
- Karami, A., Spinel, M. Y., White, C. N., Ford, K., and Swan, S. (2021) A Systematic Literature Review of Sexual Harassment Studies with Text Mining. *Sustainability*, 13 (12), 6589.
- Katz, R., Hannon, R., and Whitten, L. (1996) Effects of gender and situation on the perception of sexual harassment. *Sex Roles*, 34, 35-42.
- 川畑 智子・成瀬 麻夕・伊藤 詩菜 (2015) 日本の大学資料から見たハラスメント予防の取組みの特徴—ハラスメント予防に向けて第一報 第63回北海道社会学会大会 (旭川大学) 2015年6月28日.
- 河合 墨 (2019) セクシュアル・ハラスメント判例の新展開 (男性, 同性へのセクシュアル・ハラスメント) に関する一素描. アルテスリベラレス: 岩手大学人文社会科学部紀要, 104, 83-92.
- 厚生労働省 (2021) 職場におけるハラスメント防止のために (セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント) (2021年11月22日取得 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/kovoukintou/seisaku06/index.html).
- 成瀬 麻夕・川畑 智子 (2016) 日本の大学におけるハラスメント関連資料から見た特徴 テキスト分析を用いた セクシュアル・ハラスメント事例の検討. 現代社会学研究, 29, 43-61.
- 成瀬 麻夕・川畑 智子・伊藤 詩菜 (2015) 日本の大学におけるハラスメント分類法の分析—ハラスメント予防に向けて第二報—第63回北海道社会学会大会 (旭川大学) 2015年6月28日.
- O'Connor, M., Gutek, B. A., Stockdale, M., Geer, T. M., and Melançon, R. (2004) Explaining sexual harassment judgments: Looking beyond gender of the rater. *Law and Human Behavior*, 28 (1), 69-95.
- Rotundo, M., Ngyen, D.H., and Sakett, P.R. (2001) A meta-analytic review of gender differences in perception of sexual harassment. *Journal of Applied dscPsychology*, 86, 914-922.
- Runtz, M. G., and O'Donnell, C. W. (2003) Students' perceptions of sexual harassment: Is it harassment only if the offender is a man and the victim is a woman? *Journal of Applied Social Psychology*, 33 (5), 963-982.
- 佐野 幸子・宗方 比佐子 (1999) 職場のセクシュアル・ハラスメントに関する調査—女性就業者データから— 経営行動科学, 13, 99-111.
- Schroader, J. (2018) Perceptions of Uncivil and Sexual Harassment Perceptions by Gender, Employment Status, and Likelihood to Sexually Harass. Unpublished master's thesis. Western Kentucky University.
- 田中 堅一郎 (1997) セクシャル・ハラスメントに関する心理学的研究 (2) ——セクシャル・ハラスメント評定尺度作成の試み—— 国際経済論集, 4 (2), 191-202.
- 田中 堅一郎 (2000) 日本語版セクシュアル・ハラスメント可能性尺度についての検討: セクシュアル・

ハラスメントに関する心理学的研究 社会心理学研究, 16 (1), 13-26.

田中 堅一郎 (2006) 職場でのセクシュアル・ハラスメントに関する心理学的研究の動向. 日本大学大学院総合社会情報研究科紀要, 7, 493-504.

東京弁護士会・両性の平等に関する委員会 (2012) DV・セクシュアル・ハラスメント相談マニュアル 商事法務.

山本 千晶 (2020) 第6章どこまでがセクシュアル・ハラスメント? -ジェンダー視点の重要性 稲原 美苗・川崎 唯史・中澤 瞳・宮原優 (編), フェミニスト現象学入門 - 経験から「普通」を問い直す,

pp. 60-72. ナカニシヤ出版.

山崎文夫 (2003) セクシュアル・ハラスメントの諸様相と法的諸問題—逆セクシュアル・ハラスメント, 同性間セクシュアル・ハラスメント, 恋愛破綻型セクシュアル・ハラスメント及び性的えこひいきに関わる法的諸問題— 比較法制研究, 26, 165-188.

山崎文夫 (2013) セクシュアル・ハラスメント法理の諸展開 信山社出版.

(受稿日: 2021. 12. 6)

(受理日: 2023. 2. 14)

Original Article

Effect of Gender of Evaluator, Harasser, and Victim on Perceptions of Sexual Harassment in a University Setting

TAKEDA Yui ¹⁾, NAKATA Yuki ²⁾, WAKABAYASHI Kosuke ³⁾,

NAKA Makiko ²⁾ and SATO Tatsuya ³⁾

(Graduate School of Human Science, Ritsumeikan University ¹⁾ /

Research Organization of Open Innovation and Collaboration ²⁾ /

College of Comprehensive Psychology, Ritsumeikan University ³⁾)

This study aimed to examine the effect of gender of the evaluator, harasser, and victim on perceptions of sexual harassment, based on assumed statements made by professors to students in a university. Respondents comprising of 82 university students (32 males and 50 females) were presented with 35 items that were to be assumed as remarks from a 50-year-old university professor (male/female) to a 20-year-old student (male/female). The respondents were then asked whether they felt the remarks were considered sexual harassment—in four conditions for each gender combination using the seven-case method. From the results, the questionnaire items were divided into three factors: sexual attention, authoritative pressure, and daily dating. Analysis of variance was conducted for each factor with respect to gender of the evaluator, perpetrator, and victim. The results showed that (1) females had an overall higher perception of sexual harassment; (2) perception of sexual harassment was higher when involving male perpetrators and female victims, regardless of the gender of the evaluator; (3) males had a lower perception of sexual harassment when the victim was of the same gender; and (4) Questions with low sexual harassment scores were found to have lower same-sex sexual harassment perceptions. Therefore, the genders of the evaluator, harasser, and victim were shown to influence perceptions of sexual harassment.

Key Words : sexual harassment, campus harassment, gender of harasser, gender of victim, same-sex harassment

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.46, 17-30, 2023.
